

## 資料 4

### 地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター評価委員会傍聴要綱（案）

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

#### （傍聴人の定員）

第2条 委員会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ委員会の委員長が定めるものとする。

#### （傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、先着順による受付を行った上、係員の指示に従い、傍聴席に入らなければならない。

#### （傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

#### （傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 談論し、放歌し、こう笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、リボン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯する等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

#### （撮影、録音等の禁止）

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、委員長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 委員長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 委員長は、傍聴人がこの要綱に違反すると認められるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月 日から施行する。